

# 流山市市民参加条例第14回検討委員会会議録

日 時：平成22年10月6日(水)

午後7時から9時まで

場 所：市役所 305会議室

## 出席委員

伊藤委員、梅谷委員、越智委員、狼委員、片岡委員、金田委員、  
管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

## 欠席委員

な し

## 傍聴者

1名

## 事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、  
須郷係長

## 議 題

(1) 全体に関わる論点について

- ・ 1 前文
- ・ 2 総則 目的 定義
- ・ 5 6 コミュニティの部分
- ・ 7 環境
- ・ 8 組織

(2) その他

- ・ 市民まっりのブースについて  
10月31日(土)

(事務局・高橋)

皆さんこんばんは。ただいまから流山市市民参加条例第 14 回検討委員会を開催いたします。委員長よろしく願いいたします。

(委員長)

ではいつものように開会に先立ちまして、傍聴の申し出が 1 名ございますので、これを許可いたします。本日の出席状況ですが、全員参加ということで会議は成立していることを報告いたします。

早速今日の会議に入りたいと思いますが、今回討議すべきものは市民参加条例の検討案、これは前文、目的、あるいはその理念、定義、そういったところと、環境、組織、さらにはコミュニティ、行政、議会、そういったところで、今まで議論されたところ。そして協働ほか、という内容の問題が 1 つと。

それから意見交換会ですね、11月13日に市民との意見交換会がありますけれども、これについて今日は、Aさんのほうで提案をしていただく。その意見交換会について。

そしてもう 1 つはスケジュールですね。お手元に「今後のスケジュールについて」ということで、ペーパーを配っているのですが、これについて相談したいということ。そしてもう 1 つは、幾つか確認事項がありますので、それをやりたいと思いますので進めたいと思います。

最初にやるべきことというか、まずは今日はスケジュールのことをお話しして、まだお手元に資料が配られていませんけれども。それから意見交換会の話をした後、前回からの引き続きの前文、目的、それは今お手元にお配りしてありますけれども、叩き台をお渡ししてありますので、それをやりまして。あとは環境について、組織について、そこまで今日はできればなと思います。

それでは事務局のほうで、1 つ問題として市長への中間報告という、

9月末が当初の予定だった中間報告について、これは何か案といいますか、現在の中でそれはありましたらちょっとお話しいただけますか。

(事務局・高橋)

中間報告については、皆さん先ほどまだ議論していない項目がございますので、それをまとめていただいて、議論の後にまとめていただいてから、市長報告、中間報告という形になるかと思えますけれども。

(委員長)

わかりました。ではその件もまたスケジュールのところで、ちょっとお話しするようにしたいと思います。それではコピーをとっている間に、時間ももったいないので、今お手元にA4の紙1枚、表には前文、裏には総則、目的、定義、理念という紙をお配りしていますので、これをまず最初にやりたいと思います。

これもまだあくまでも叩き台です。これをつくるに当たっていろいろ、前回の提出したもの、それから皆さんの御意見を参考にしながらいろいろ考え、そして実はEさんから若干アドバイスといいますか、資料をいただいて、そういったものでこの前文の叩き台をつくってみました。

ざっと読みます。「平成21年4月に流山市自治基本条例が施行されました。この自治基本条例では、

(1)、「市民は自治の主体であり、主権は市民にある」

(2)、「市民参加は市民の権利である」

(3)、「行政と議会は市民参加の多様な機会を設ける」

(4)、「市民も積極的に市民参加する」

と述べられ、そしてその第16条で市民参加条例は別に定めるとされています。

平成12年の国の地方分権改革以降、国は国主導の画一的運営を改め自治体が独自の運営をしていくように切り替えました。また各自治体もこれに対応し「自分たちの地域の課題は自分達で考え、自分達で解決する」取り組みを進めています。各地で制定されている自治基本条例や市民参加条例はその取り組みの現れです。

流山市市民参加条例は市民自治の精神にのっとり策定を進めてきまし

たが他自治体の市民参加条例とは異なった2つの特長を持っています。

その1は「参加」を広く捉えたことです。よくある行政への参加だけでなく、議会への参加、更には市民間の活動参加も市民参加の一環と捉え条文化しました。日常生活における様々な場への参加も市民参加につながると考えました。

その2は実効性を考えたことです。市民参加条例は活用されて初めて意義を持ちます。この条例が活用されるためにいろいろな場面を想定し、新しい協働のあり方や新しいコミュニティの場を提案しています。

市民参加で流山市を「住んで良かった、ずっと住みたいまち」にしていくために、流山市市民参加条例を制定します。」、こういう文案です。

これにつきまして、また、あくまでも叩き台ですから皆さんの意見をいただきながら、これはスケジュールからいきますと16日の全体の委員会までに、最終案といたしますか、提案の案ということでやっていきたいと思っておりますので、今日を含めて2回、これについての意見をいただきたいと思っております。

それでは、この前文と、後の総則の中の目的、理念、これとも関係しますので、今回はその3つの間の整理といたしますか、そういったものが前回からの作業の中で、ポイントになるかと思っておりますので、裏面の総則を御覧いただきたいと思っております。

(D委員)

すみません、先ほどの前文のほうにいかないで、全部やってからやるのですか。前文のほうを見ないで、全部見てからやるのですか。前文をやるだけのほうが議論しやすいと思うのですけれども。どうしても散漫になってしまって、前文は前文で、そのほうが私は。

(委員長)

皆さんそれで異論なければ、では前文だけでやるということにしたいと思っております。では御意見。

(I委員)

確認なのですけれども、これはこの内容をもとに、また文章を起こすということですよ。

(委員長)

これが最終案ではなくて、一応これも文案だと。

(E 委員)

こういう内容を織り込んでほしいと。

(委員長)

以前に箇条書きであれしたのですけれども、それだとちょっとやはり。だからこれについては少し文章化ということをやってみたということですよ。

(D 委員)

いいですか。最初に国の流れ、時代の流れみたいなものを書かれているのですけれども。そのところでやはり、まあ今は国のほうでも、前は地方分権と言っていたのですけれども、今は地域主権というような形で、そういうことで自分たちは地域主権のもとにやっていくということをも明確にもう少し謳ったほうがいいのか、という気はします。

それからここで、自治基本条例でこういうことをうたっているからつくったんだよということを最初に入れる必要があるかどうかは、私はちょっとここまで、アリバイですよ、こんなやるからやるんだよということが、ここまで入れる必要があるかどうか疑問です。最初のところね。

(委員長)

それは、入れないほうがいいのかということですか。

(D 委員)

いえいえ、こういうふうに「自治基本条例ではこういうふうにあるよ、

だから16条で述べられているからつくっているんだよ」ということを、つくるんだよということを入る必要があるかどうかというのは、私はあまりちょっと。前文としては、もう少し思いみたいなものを、趣旨みたいなものを書いたほうがいいのかという気がします。それは私の意見ですから、それをそういうふうに全体で議論していただくということでいいと思うのですが。1つ議論のポイントを申し上げているつもりです。ポイントとしてはそういうことがあるのではないかとということ。

それから、最初の流れとしては時代の背景みたいなものを書かれて、そこは地域主権というような言葉をしっかりと入れ込んで、それに則って我々は自分たちでまちをつくることを考えて決定するという形があったほうがいいのかというのがあります。

それからその後、後半のパートは、この条例の特徴みたいなものを多分言われていると思うのですが。それはそれでいいと思うのですが。そうした場合に、参加をすることによって何が生まれるかとか、そういうことがちょっと見えない気がするのです。何のために市民参加をするのかといったときに、「こういう特徴が、参加を広くとらえて、協働の参加、議会の市民参加も入れたよ」というのはわかるのですが、その参加の先に何があるのかなというの、よくちょっと語られていないのかなと思うのですが。

(委員長)

それは、何があると思いますか。

(越智委員)

参加することによって、私は、やはり市民参加を本当にずっと各段階でやることによって、私としてはやはり、新しい市民社会をつくっていけるというふうな。市民の力でもって、市民がものすごくパワーを発揮できる、つまり参加とか協働によって市民パワーというものをもって、行政とかかわることによって、今までは行政だけ、まあ多少の市民参加はあったけれども、そこに市民パワーが加わることによって新しい市民社会みたいなものをつくっていける。そして市民の今のニーズに合った

社会ができていく、というふうに私は思うのですけれどもね。

(委員長)

その新しい市民社会というのは、そのイメージがちょっと……

(D 委員)

だから市民社会というのは、新しい市民社会ではなくて、今までは行政がつくった行政の流山市だったのが、市民にとって自分たちの市民目線の市民感覚の市民ニーズに合った市民社会というふうに私は言っています。私はそういうふうに思います。ここでこれだけで議論しても仕方が無いので、それも1つの議論として、そういうふうな形のもが私は市民社会をつくっていくというか、創造できるという、市民パワーをもらうことによってできるというふうな、そういう部分が。私はそう思っていますけれども、この参加によって何ができるのといったときに、その辺の部分が全くちょっと見えないなと感じるのですね。参加とか協働によって何が生み出されるのといったときに。

一般的には新しい公共といわれているけれども、そういうちょっとありきたりの書き言葉ではちょっとつまらないしと思って。そういう形のもが作り上げていくのではないかな、市民によって市民がまちをつくっていくのではないかなという感じを、私はそこら辺を書き込んだほうがいいのかと思っています。

だから「活用されて初めて意義を持ちます」という、実効性のあるものにしていこうというのは当然なので、意義を持ち得たときに、それがどうなるのですか、ということですよ。どういう意義を持つのかというところも、それが新しい市民社会をつくっていくというふうな形になれるのかなと思うのですけれども。

(委員長)

はい、ほかには。

(D 委員)

ということと、あとはこの前も議論になりました、流山市の市民参加

条例の特徴をここで述べているのだけれども、流山市としてのいろいろな地歴とか歴史背景とか、それから今の流山市の市民の状況みたいな、そういう流山の特徴的なものというのが全く触れられていないのですけれども。例えば私が今思っている部分では、結構いろいろな市民活動、多様な市民活動が盛んなところだと思うのですね。割と自由にあまり縛られないで市民活動が盛んだよと。ただし若い世代がなかなか。若い世代が入ってきているのですよね、今、若い世代がすごく入ってきている。その若い世代の人たちをどうやって市民活動とか行政に結びつけるかというところが、今まだ大きな課題だと思うのですけれども。その辺の部分をプラスに変えていくような状況みたいなものを、私はちょっと。

だから市民参加条例をつくったという部分もあっていいのかなと思うのですけれどもね。市民活動が盛んとか、そういう新しい世代の。結構、既存のところは高齢化しているのだけれども、一方、マンションとかできて新市街地とかできて、新しい住民もふえているという部分もあるわけですから。その部分をどうやって生かしていくかという部分も、ちょっと織り込んだほうがいいのかということと。

あとは今の状況と、いわゆる地歴みたいな、流山市の歴史的なちよつとした背景みたいなものを、まあこれはよく自治基本条例でも「この緑の、万葉の時代から」とか何とかと始まるのだけれども、そこまで入るかは別として、そういう流山の特徴的なものを入れたほうが、前文は私はそういうほうがいいのかという気がするのですけれども。

(C 委員)

私も最初にこれを見たときに、今Dさんがおっしゃったように、歴史的なものをここに入れたほうがいいのかと思ったのですが、そうすると自治基本条例も同じことを書いているでしょう。

(D 委員)

だからそこは、どの程度触れるかどうかですよ。

(C 委員)

私も最初はそう思ったのだけれども、そこはあまり、多少、市民参加



活動の経緯とか現状とか、これからどういうことを期待するかということでは入れたほうがいいのかなど。基本的にこの市民参加条例というのは自治基本条例から来ているので、やはりこれは全く、その1番最初の部分を外すのではなくても、何らかの触れることは必要かなというふうに思います。

それから、地域主権という言葉が出てきましたけれども、まあ本当のところはもう少し自治体内分権とかまで入れたいのだけれども、ちょっと今の流山市の現状でそこまで言及していいかどうかというのは、ちょっと私はわからないので、と思います。

それから、要するにこの市民参加条例をつくって何が変わるのかというのは、恐らくこの文章では最後の2行のところに言っているのかなと。1つは、まちづくりがきちんといきますという分野と、それからいわゆる制度的というか市民の権利的に市民参加ということがもうちょっといいことになりますよ、ということになるのかなと思いますね。ここはもうちょっと最後の2行は肉付けしたほうがいいのか、という感じがします。

それからもう1つ、コミュニティの方から言わせてもらおうと、行政と議会の参加が出てくるのだけれども、ちょっと最後にコミュニティの参加というのを一言入れてもらえるといいかなという、部会長の立場からも申し上げます。

#### (D 委員)

そうすると、そのこのところでコミュニティという言葉が入ったときに、それでコミュニティがいきいきとしてくるとか、やはりそういう部分がないと。コミュニティの参加を入れていきますよというのは、それは一体何なのか、何のために入れているのというような。やはりその辺の目的みたいなものが、行政への市民参加は何のためにするのとか、その辺の部分がちょっとここは描かれていないような気がするのですよ。だからコミュニティが入れば、それはそれの……

#### (委員長)

ほかに御意見、はい。

(E 委員)

大体言いたいことは入っていて、これは要らないのではないかなというのではないと思うのですけれども。もう 1 つ、今なぜ市民参加なのかというね、私はこれが 1 番の原点だと思うのですよ。また H さんで申しわけないのだけれども、H さんが前に言った「なぜ、問題ないのに市民参加なのか」という一般論としてね、そういう感覚が強いと思うのですよね。そこで、まあ、これだけワーワーやって、大勢の力で市民参加条例をつくらうとしているわけですから。なぜ今、市民参加条例なのかというね、その辺が 1 つあると思う。それは、ここでもあるけれども、パート 2 のところにある時代背景、時代の変化みたいなことが 1 つあるでしょうね。

それから D さんが言われた、流山が持っている、やはりちょっとほかと違う、緑が多いとか東京から近いとか、そういう物理的なこととか、地域的なこととか。それから、あるいは、私 D さんに賛成なのだけれども、比較的市民活動がいろんな多様化しているというか、いろんな市民活動がかなり活発に行われているのではないかなという気がするのですよね。NPO も恐らく、NPO 数も人口比でいくとかなり多いほうなのではないかなと思うのですね。そんなことがあるので、そういうことをもっと生かしてやるのだという視点ね。

(委員長)

今のところ、データといいますか、やはり書くには裏付けが、特にそういう客観的に優れているとか進んでいるということになると、何かその部分がないとちょっとやはり書けないですよね。前にもそういう話が出たから、今回もそれを入れようとしたのですが、ではそれも感覚的なことではなくて、何かデータ、裏付けがあるかというときに。

(D 委員)

私はどこかで見たのですけれども、東葛地区で NPO とか何かのデータみたいなものがあったと思うのですね。それで結構その……

(E 委員)

ちょっと事務局さん、流山のNPOの数が人口比でどうかということぐらいは入れられますよね、もしデータが出れば。

(委員長)

データがあれば入れられますよ。

(片岡委員)

まあ「示すように」と、一言ぐらい入れられますよね。そういう視点ね。

もう1つの視点は、僕は、Dさんも言っているのだけれども、今まで行政に対する市民の姿勢、議会も含めてね、市民のかかわり方が非常に少なかったと。そこにこれから市民が直接かかわって新しい市民社会をつくるのだみたいな、そのために市民参加をやるのだというようなね。というような言い方で市民参加なのかという答えの1つになると思うのです。そういう視点が1つあるのではないかな、ということ。

それからもう1つは、最後に、これはどこかの条例にあったのだけれども、そういうことをしてですね、最後がやはり何か、先ほどの思いみたいなものではないのだけれども、僕は1番大事なのは、市民参加というのは何かに参加していくわけですよ。それから、協働というのは相手があるのですよね、必ず。1人では協働というのは成り立たないのですね。そうするとそこで1番大事なのは、関係する人たちが、関谷先生の言葉で言えば「適度な緊張感と良好な応答関係」ではないけれども、要するに仲良く、一緒になってやるのだという、そこがないとやはり、これは基本理念みたいなことにつながってくるところなのだけれども、前文としてはそのくらいはちょっと入れたいなという気がするのですよね。そこで、自治基本条例でもその名のとおり別に定められている、示されているので、ここに定めるというね。最後の言葉はそれでいいのではないかなと思うのですけれども。そんなような感じになるのかなと。その視点をちょっと入れていただくといいのではないかなと思います。

(委員長)

はい。ありがとうございます。ほかの方から。

(G 委員)

ちょっとほかのところで。自分というものがあって、自分だけがという人が今の人が多いですね。それから自分というのではなくて、自分たちになって、そういう結びつきというか参加することに。自分ではなくて自分たち。そして、自分たちから私たち、我々というふうについていくつなかりをつくるために市民参加するという形を……

(E 委員)

それもあるけれども、そうではなくて要するに、まあ、ざっくり言えば、皆で協力し合って、議員も、市民も、行政マンも職員さんも含めて、皆でこのまちを住みよいまちにしようよと。ざっくり言えばそういうことでしょう。そのために市民参加するのですよ。市民参加は手段ですよ。

(G 委員)

自分ということが主張するものも多いから、そういうものから脱却したものがつくっていければ、市民参加のしやすい形になるのかなと。

(E 委員)

それも言えるかもしれないけれども、うん。

(委員長)

はい。Jさん。

(J 委員) 28:04

私のところでは、ちょっと1つだけこれは入れておいたほうがいいのではないかなということはおね、参加という言葉が非常に強調されているわけですね。でも参加というのは、実際に今まで参加に気付いていない人というのは、「どういうこと」というふうを考える。そういう発想のもとに「ではどういうことなんだ」ということを、ある程度わかりや

すく説明するボキャブラリーというか言葉がね、字句がどこかで入ってほしいなど。つまり参加するということは具体的にどういうことなの、ということですね。

例えばそれは発言であり提案であり行動だということ。そういう言葉がね、それは参加というのは発言することですよ、提案することですよ、行動することですよと。そういうことをやはりどこかの部分で入れておかないと、ただ「参加すること」だとか「これによって参加することです」みたいなふうに言われても、ではその場に居合わせることも参加なのかというふうに。まあそれだけに、どちらかというところいう条例というのは、まあ一般的にそれが制定された以降も他人事みたいになってしまう。そこにやはり入ってしまうのは、入るものは何なのかということがやはり、発言であり提案であり行動だと。せめてそれぐらいのことはしてほしい、というようなことをわからせるような内容、まあそういう言葉をぜひ入れてほしい、使ってほしいと思うのですね。

(委員長)

はい。

(H委員)

最初から見て、すごくいいものができたなと思ったのですけれども、いろんな方の意見を聞いていると、やはり「ああ、そういう考え方もすごいありだな」と思って、自分の考えがフラフラしてしまうのですけれども。でも、最後のところの、市民参加で何が変わるかみたいなのところをもう少し、具体的にというあれではないけれども、でもこれもすごいいいと思ったのですよ、「住んで良かった、ずっと住みたいまち」というのもいいけれども、もう少し参加とか実効性を特徴的にしたことから、もっとこうなりますよというのをもう少し押してもいいかなというふうに思いました。以上です。

(委員長)

わかりました。今の御意見をあれして、ちょっとこれについてはこれ以上議論しても時間的な問題もありますので、もう1度叩き台といいま

すか、今日の意見を入れたものをお出しするようにします。それでよろしいでしょうか。

お手元に今、スケジュールが配られたと思うのですが、その話を先にしたいと思います。これからのことで、6日は本日ということで、これは10月ですけれども、なっております。これは、全体を今やっています。

それから、前回提案したのですけれども、具体的な話といえますか、12日は今日の結果を見て予備としてどうするか決めようということでした。これは後ほど相談したいと思います。そして16日が委員会ですね、これは時間は10時からになります。そして17の週、27の週はありませんけれども、31日に市民まつり。これは今、市民まつりでこの委員会として何らかの形で参加するということについての提案があります。

それから11月1日、この委員会は月に2回やるということで、きちんと決まっているのは第3土曜日ということは決まっているのですが、もう1回どうするかということがしっかり決まらないままになっておりまして。前回これを第1月曜日はどうでしょうかというお話をさしあげて、皆さんのスケジュールをお諮りしたのですけれども、決まるまでには至りません、御都合の悪いという方もいらっしゃるのですけれども。原則第1月曜日の7時からということで、この11月1日と12月6日ということで、第1月曜日の7時からこの委員会をやるということはどうだろうか、これは相談です。

それから13日、これは市民との意見交換会、その後が20日に第3土曜日ということで委員会、ただしこれは夜の7時からです。それから、第3土曜日ということからいいますと、12月18日が第3土曜日で、これは予定としては10時からということだったですかね。

これは今お話ししましたのは、皆さんのスケジュールもありますし、もう1つは、この委員会の開催告知で、傍聴の方にも参加していただく必要がありますので、広報に前もって出すということから、今お話ししたようなことを決めておきたいと。少なくとも今年中のものは決めておきたいということで、お出ししました。

それで今、来週の12日をどうするかということと、第1月曜日の夜

7時から、これについて皆さんの御意見をいただきたいと思います。来週どうするかということは、今日の議論が終わった段階で諮りますので、第1月曜日に委員会をやるということで、第1月曜日はまずい、ほかの日にしてもらったほうが良いという方はいらっしゃいますか。

(D 委員)

ちょっと確認したいのですが、第1月曜日に関してはもう先生はいらっしゃらないのですよね。

(委員長)

はい、そうです。先生は第3土曜日ということ。

(D 委員)

第1月曜日をずっと開催しないといけない状況なのでしょうか。

(副委員長)

まあ単純に時間が欲しいという感覚ではないですか。

(委員長)

少なくともこの委員会がスタートするときには、月2回ということにスタートしておりますので、では第1月曜日でなければいつにしようかと。そして、それがやる予定だったものが、「いや、もう議題はないからこれは次回に飛ばそう」ということがあってもいいと思うのですが、一応やるという前提で考えたいと思います。

(C 委員)

この意見書を出すのは2月末ですか。そうするとそれからどういうふうに、どんなことをやっていくかというのをにらんで、それで恐らくいろんなことがあるから、月2回くらいはやらないといけないかなというイメージを。

(D 委員)

それはわかりますけれども、その辺の逆算スケジュールみたいなものも、もうちょっと明確にしたほうが本当はいいと思うのですよね。日にちだけを決定するよりも。

(E 委員)

今決まっているのは、答申が、2月末に提言書提出ということでしょう。それを出すには、1月から2月にかけて最後のまとめをしなくてはいけないですよね、もし市民の意見が出たり、職員の意見が出たり、議会の意見が出たり。

(委員長)

今見えていないもので、これは12月までをまず決めたいというのは、見えていないところで今後検討する必要が出てくるのは、1つは市民との意見交換会でどういう意見が出てくるか。それから職員との意見交換会がどう出てくるか。さらには議会との意見交換をどうするか。そういったものを今後取り組んでいくときに、少なくとも12月までは月2回というものが必要ではないかというふうに思います。

(D 委員)

12月までで意見交換はおしまいにして、1月からそのラボをまとめあげていく感じですかね。

(委員長)

それも、一応とにかくそれはやるのですが、その状況を見ながら場合によっては、市民の方が13日に非常に多くの意見が出たということであれば、それはこの委員会としてもう1回意見交換会をやるべきだという話が出て、少なくとも2月末の提案までにやるべきだと声が出れば、それはそういうことでまた議論するという予定になると思うのですけれどもね。もう1回しかやらないよということではなくて、委員会としてどうしたいかという意見を。

(E 委員)



まずその前に、幾つかどうしても譲れないハードル、ゴールがあるのですよね。1番身近なほうからいくと、11月13日の市民との意見交換会、それには資料が要るわけですよね。だからそれまでにはどうしてもこの総論としての大筋、骨子は決めていただかないとつくれませんから、だからそれがまず1つの、第1ハードルですよね、13日とすればね。それまでをどういうふうにしていくのかと。月2回やらなければいけないのか、1回でいいのか、ということが決まってくるよね。これをまずちょっと議論していただいて。

その後、今度は2月の答申までの間に、職員さんとの意見交換会、議員さんとの意見交換会。そして、それが1回でいいのか2回なのかという議論があると思うのですよね。そうすると、2月末までの間に何をやらなくてはいけないかということも決まってくる。

(D 委員)

交換会で集約というのが要る。

(E 委員)

だから、交換会をやったらまとめをしないといけないでしょう。

(C 委員)

この市民参加条例をつくるにあたって、市民参加を徹底的にやるという考えでいくのだったら、どちらかを考えると、11月13日だけでは足りないのかなと。

(D 委員)

だから最後からね、2月末に答申でしょう、そうすると集約をいつまでにしてというふうにお尻からこうしていけば、自然に交換会ができるかできないか、というのもできるから。とにかく2月末から、お尻からいきましょうよ。

(C 委員)

逆に、11月13日は決まっているのでしょうか。

(委員長)

すみませんけれども、今、私からの提案は、月2回という当初の約束でやったものをスケジュール的に明確にしたいということで。恐らくこれはもう内容的にも、今回でも押し押しできていて、時間が足りない状況でしたから、月2回やるということでは、まず皆さんの御賛同をいただけますか。はい。

ではそうしたときに、第1月曜日というのはいかがでしょうか、という御相談を今しておりますので。それで皆さんのほうから「やはりどうしてもその日は都合がいいから、この日にしてくれ」という要望がありましたら、皆さんで検討してそこを決めたいということなのですが。それで今度は決まった後、そのそれぞれの日でどうやっていくかというのは、また。

(C委員)

それは、2月下旬までに答申するのですね。

(委員長)

今お話ししたのは、もう12月いっぱいということですよ。これは11月のところで、1月2月はどうするかというのは改めて相談ということにしたいと思います。でもここでもし第1月曜日ということが決まるのであれば、1月以降はそうなる可能性も強いと。

(C委員)

私は構わないのだけれども、11月1日は、行政は疲れ果てて、出られなくなれないかな、へばってしまって、市民まつりの翌日でしょう。

(D委員)

10月31日には私も出ますよ、ほかの部分で。

(I委員)

第1月曜日と決めなくても、どうせ今年あと11月、12月しかない

から、今のうちにどこか第1週ぐらいで決めてしまえばいいですよ。

(委員長)

その決めるかも問題ですから、今はあくまでも提案ですよ、第1月曜日という。それに対して……

(C委員)

原則は第1月曜日にしておいて、都合が悪ければ……

(D委員)

都合が悪い人がもう入っているよ。だから修整しないと。

(H委員)

できれば火、木が、自分はいいです。

(D委員)

私は、2日なら良いです。

(E委員)

11月2日と12月6日でしょう。

(D委員)

火曜日にしなくても、この日とこの日というふうに決めておいたらいいのではないですか。

(委員長)

11月2日、夜7時から、よろしいですか、では11月はそれで、火曜日ですね。それから12月につきましてはいかがですか。では12月6日ということで決めたいと思います。

(H委員)

何とかします。12月6日ですね。

(委員長)

はい、ではそういうことでお願いします。では…

(E委員)

それで、先ほど言った市民まつりというのは、ブースか何かつくるのですか。

(委員長)

市民まつりにつきまして、これは事務局ほうから、市民参加条例のブースというかコーナーというか、そういったものを考えたらどうだろうかという提案がありました。これについて、こういう機会があるのであればそこで資料配布して、そして特に11月13日の市民意見交換会の集客というような活動をそこでやったらどうだろうか、という御意見もいただいておりますけれども。

(E委員)

それはできないよね、お祭りだから。

(D委員)

だって用意も十分はできないでしょう。

(E委員)

だから、その資料を使って13日の意見交換会の資料にすると。

(D委員)

だからビラで「意見交換会をしますから」というチラシをつくって。

(E委員)

そうそう、ぜひ13日に参加してくださいというね。

(D委員)

というような、もうそれだよ。PR活動、それだけでいいのではありませんか。来てのお楽しみよって、中身は。

(C 委員)

まとめのやつはあれしないのですか。16日であれして、Eさんがその後パッとまとめて。

(E 委員)

16日に完全に終われば、31日のまつりには間に合いますけれどもね。このチラシに書くというようなことができる。

(C 委員)

2つつくらなければならないでしょう。もしまとめのものを配布するのならまとめのものと、意見交換会の何か案内状みたいな。

(D 委員)

裏表でいいのではないですか。2枚ももらう人はいないよ。

(E 委員)

せいぜい、1面は13日のPR、裏に「なぜ今、市民参加なのか」みたいなことと、「こういう市民参加ということは、こういういいことがあるよ」みたいな、アメみたいなものを。そんなことくらいでしょう。

(D 委員)

それでいいと思いますよ、私は。あまり骨子をちゃんと書いても。

(C 委員)

先ほどの前文の、なぜ今なのかというところ……

(D 委員)

それはこれよりも、ちょっと違う。それはEさんが得意だから。

(委員長)

では、非常に時間が厳しい面もありますけれども、それはせっかくの機会だから活用するというようなことでよろしいでしょうか。では31日はそれを活用するという進める、ということにしたいと思いません。

そして、13日に意見交換会が今予定されていますけれども。

(J委員)

ちょっとすみません、その前にいいですか。その市民まつりに参加する、ブースを設けるという話は、そこまではちょっと漠然と聞いていたのですけれども。それで、そのときに用意するものはどうだという話まではわかったのですけれども。別に委員会のメンバーが全員行くとかという話ではないですね、それは。

(委員長)

その話も、これからちょっとしようというですね。つまり、これからいろんなことがあるのに全員でかかるということよりは、できるだけやはり担当してもらって、その人たちを中心に、あとは皆が協力するという体制をつくっていきたいなと思っております。

ですから31日に、これは全員がやらなければならないということではなくて、あくまでもこの中の有志で、それをやっていくという形にならざるを得ないのではないかと考えていますが、それはまあちょっとここでの相談事になりますね、皆さんとの。

(J委員)

では、それは後ほどあるということですか、わかりました。

(委員長)

では、意見交換会の提案について話をしたいと思えます。この意見交換会、11月13日の案が、Aさんのほうでつくっていただいておりますけれども。今日、事務局のほうに関谷先生より、ちょっと13日の御都合がつかなくなったというお話がありまして、それを前提にこれをど

うするかということで議論したいと思います。事務局のほうから、先生からの話でちょっと報告してください。

(事務局・高橋)

先生からは、13日に申しわけないのですけれども予定で来れなくなったというメールが来ました。どうしてもこの日は外せないという理由が書いてございまして、入試の担当の先生になったということで、どうしても外せない。

(委員長)

はい、ということのを頭に置いて、スケジュール的にも当日のプログラムもいろいろ変わることがあるかと思いますが、Aさんから案内の説明をお願いします。

(副委員長)

ではすみません、私のほうからということで、「市民との意見交換会（案）について」というものですよね。前回意見交換をした内容をもとにしてつくってきたのですけれども、前提条件が若干変わりましたねという話が今、出ましたので、そここのところ。それから、議論する内容が数点出てくるかと思いますが、合わせて提示をさせていただきたいと思いますので、そここのところを詰めていただいて。あまり時間はないのですけれども、できれば20分くらいでやっつけられたらと思うのですけれども。ただ、さはさりながら、内容的にはフィックスしないといけないということもあるので、慎重審議をよろしくをお願いします。

それで、意見交換について、ちょっとすみません、くせでこういった形で組むことが私の資料づくりとして多いもので、目的というのをまず最初に掲げているのですけれども。「次のことを通じて、市民参加条例の内容検討に資する具体的な材料を得る」ということで、①として「市民参加条例、及びその基礎である自治基本条例の市民への啓発と共感者の創出」をしたいなど。②として「市民参加条例に対する市民のニーズ・ウォンツの掘り起こしと現在案とのマッチング」を図りたいなど。こういったことをしたいなというふうなことが目的だろうかと思います。

「2. 日時…平成22年11月13日(土)」ですねと。この日時としてはフィックス済みなのですが、時間、場所はどうかということについて議論の余地があるかと思しますので、そのところをお願いします。この資料の中では、午前と午後、2回開催の前提でつくらせていただいています。そのとき、前回提示を受けた内容をベースにすると、午前の部としては9時30分～11時30分を使って、リサイクルプラザを使おうということ。これは研修室1～3を押さえると定員162名という状態で、それで押さえていただいているのですけれどもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

あと、午後2時～4時ということで、これは東部公民館、第2会議室と書いてありますが、多分これは講義室を押さえているという状況でしょうか。これは定員60名ということになります。第2会議室のところを講義室に変えてください。下のところで、「東小 or 東部中を借りられないか」ということを書きました。これに関してはここではいったん抹消してください。第2会議室だと40人くらいしか入れないからちょっとまずいのではないかと思ったのですけれども、実際問題としてコミュニティ課に確認していただいたら、ちょっとこの日に確保するのは困難な状況だということです。

「3. 動員目標」として、まあこれは数字的にはあまり根拠はないのですけれども、午前中は何にしろ定員をいっぱいになりたいという思いがあるのです。午後に関しても、同数の人数くらい確保できる場所がとれて、それができたらいいなと。流山市民16万人とすると、延べの人数で0.2%、320人くらいいいのではないかなという、漠然としたものでございます。数字的な根拠はあまりありません。今の60名でいいのではないのという声もあるので、まあそれでもいいのかなという気もしています。

「4. 内容」としましては、一応この①から⑥という順番で、プログラムみたいな感じに考えられればいいのかというふうに書きましたけれども。まず「①市長挨拶(2～3分)」と書きました。これは市長さんが出席されるとしたならば、当然あいさつはいただく前提だというふうになると思うので、ここに僕は入れているわけですが。考えようによってはこの意見交換会、ここの検討委員会が主催ということになるので、



あえて市長さんにお出張りいただく必要性があるのかどうかというところですね。あえてここは省くほうがかえって望ましいのかなという考え方がありまして、私もちょっとそんな感じがしているところです。

「②関谷先生講演」に関しては、残念ながら関谷先生は御欠席になりますので、こここのところの時間を使って、本日の趣旨説明といったところを盛り込むというふうになろうかと思えます。時間等も若干の修整がしたほうがいいのかもかもしれません。いずれにせよ市民参加条例の意義ですとか、流山で導入する経緯ですとか、そういったところがメインの説明だろかなと思えます。

「③質疑・意見徴集」ということなのですけれども、これに関してはこのままでいいのかなというふうな感じがいたします。②の趣旨説明に関するQ & A等の時間を多少設けたほうがいいのかという考え方で

その後「④主要項目についての意見交換」ということで、これはブースごとに主要項目ごとに分かれるという考え方で、四つないし五つのブースをつくるぐらいなのかなという考え方なのですが、それぞれ説明役として我々検討委員が手分けをして配置をします。それで、参加してくださった市民の皆さんが各ブースを回りながら口頭で意見を交換したり、そういった諸々のことを付箋に書いて貼り付けをしていただくと。そのようなことの時間に40分ほど費やしてほしいなと思っております。

その後、「⑤まとめ」の時間として15分程度、意見交換の場で気がついたことの補足説明等、それから今後の制定スケジュール等、そういったところがあるのかなというところです。これに関しては各ブースに張り付いている検討委員さんのほうからは、きっといろんな気付き事項だとか指摘が出てこようかとも思いますが、時間が押してしまうことを考えると、15分にまとめるということを考えると、こここのところは僕の今のイメージですと委員長にまとめていただくのが一番よろしいのかなというふうに思っております。

最後に「⑥アンケート記入」等をしていただいて、これで所要時間2時間程度で組めないかなというような感覚です。

そのあと、「5. 役割分担」ということで、「①統括」と書いてあり

ますが、個々の役割分担といったものは持たないでにおいて、全体を見て回るといふ立場の感覚の人というような認識をしていただければと思いますが、関谷先生はちょっと消えてしまいますけれども、委員長、それからコミュニティ課長さん、かなと。

それから「②ブース解説」ということで、検討委員で手分けをしていただくという感じになりますけれども。主要事項を担当していただいている皆さんということですので、次にお名前をお書きしました、敬称略に近い状態ですが、この皆さんにそれぞれ各ブースに立っていただくような感じになろうかというふうに思います。

「③受付」等の業務もあろうかと思います。資料渡しと記帳ですとかそういった役割があろうかと思いますので、役割としては大きなものがあろうかと思います。

④、全体的な司会みたいなものは、とりあえずこの担当している建前上、私が務めさせていただくというような形で。あとは「⑤他諸業務」に関しては、全員でうまく手分けをしてやれたらというふうな感じで、こんなふうな役割分担なのかなと。

最後にちょっと「6. 準備するもの」ということで、とりあえず思いつくものを書きましたが。まあ何しろ意見交換会ということで、紙と書くものと付箋が1番大事なのかなといった気がしております。模造紙、サインペン、ボールペンもしくは鉛筆、何でもいいのかもしれませんが、あとは付箋紙というようなこと。あとは配付資料と。「会場によっては云々」と書いてありますが、この※以降はとりあえず抹消していただいてよろしいかと思います。というのはですね、いったん意見交換した後、ちょっと僕一人で練ってみたのがこの案ということで。ちょっとこれは叩いて丸めていろいろしていただいて、うまく今日まとめていただいたらありがたいなと思っています。慎重審議をお願いします。

(D 委員)

1ついいですか。1つ抜けているというか、PRですね、今先ほど市民まつりでPRしようというものがありません。広報をどうするかということ、ちょっと具体的に。150名、300名、PRして来ていただくための広報活動というのが、ちょっと抜けているかなと。

(E 委員)

まあ自治会回覧。

(C 委員)

広報ながれやまにも載せる。

(副委員長)

それはそうですよね。そうですよねというか、これは間に合うのでしたか。

(J 委員)

前はあれでしょう、10月21日に載せる予定なのでしょう。

(副委員長)

一応、まだ最終の修整は間に合うのでしたか。ああ、大丈夫ですね。具体的な広報策に関しては私の役目ではないと思って、ここには書いていないのですよ、正直な話を言うとね。だからそこら辺のところを含めて、つなぎは私がやらせていただきますから。それでいいですか、ここには書いていないものは。

(E 委員)

広報は絶対大事だから。一応企画書として考えれば、広報が抜けたのでは仕方がないから。

(D 委員)

ちょっと入れておいてもらわないといけないから。

(副委員長)

わかりました。では、とにかくその趣旨でやるということで、では今追加をお願いいたします。21日に広報で書くのですよね。

(D 委員)

すみません。その前にね、もうついでに広報活動だったら、広報のものを全部、手段をだして、詰めてしまったほうが早いのではないですか、先ほどみたいに。PR活動は何と何をするかということ。

(副委員長)

わかりました。ではすみません、あまり時間をとりたくないのです。だから21日付広報ですよ、あとほかにPRの手段があるかということですよ。現時点ではアイデアがないのでコミュニティ課と相談して対応することになりますが、基本的には市のホームページの活用だということになりますね。

(D 委員)

それから、あと市民まっりのビラを出すわけではないですか。そうすると、市役所の入口のところの両サイドにビラを置くところがあるでしょう、市民活動のラックのところ。あれが結構とっていつてくれるのですよ。

(副委員長)

なるほど。市民活動のラックは、この件に使ってしまって大丈夫ですか。

(事務局・高橋)

市民活動PR用だと思うのですが。

(副委員長)

市民活動というか、NPOさんとかそういった団体さんみたいになっていけば、まあいいのかなと思うのだけれども。いずれにせよ確認して、使えたら使いますということでもいいですか、このアンサーでは。

(E 委員)

それと、あとは公共施設に、公民館とか。

(D 委員)

あとは公民館とかそういう公共施設に。20枚くらいずつでいいと思うのですよ、たくさんでなくてもいいので。あと自治会経由の回覧。

(委員長)

これをまとめるのはですね、まとめというか、こういう話があるのですけれども、ではそれを手分けしてどうするかとか、そういうあれですから。これを全部Aさんがやるという話ではないですから。

(D 委員)

そうではなくて、手段をあげて。

(副委員長)

そうしていただけると助かります。ちょっと僕また絶望に。わかりました、では今のものをもう1回確認しますね。21日付広報ながれやま。市のホームページ。

(I 委員)

それと市民まっりのチラシで、チラシについては市民まっりで配布をするのと、あとは公民館に置くという案と、あと自治会経由で配布をする。これは全部同じ内容のチラシでいいのですね。

(C 委員)

自治会経由ではなくて、本当はNPOとか市民活動団体のね。

(E 委員)

市民まっりのチラシではなくて、説明会のチラシだよ。

(副委員長)

なにしろ市民活動団体がリストアップできていれば、すぐできますよね。あるのですか。あとは数だけですよ。というか実際問題、回覧板

に載せる場合は、載せておいて5千枚いるのですよね。

(C 委員)

それは本当にやるかどうかね、自治会経由の配布。

(D 委員)

それは市のほうからお願いしてもらって。

(C 委員)

自治会長だけにするのか、自治会経由で各班に回覧するのか。

(E 委員)

そういうことはやめたほうがいいよ。だってやらないよ。

(D 委員)

市から出てきたものは、自治会は全然何も言わない。

(J 委員)

チラシを自治会経由はいいけれども、それは自治会長宛に文章をつくらないとまずいですよ。チラシだけ入れられても、そんなものは配らない。

(D 委員)

それは簡単につくれるでしょう。かがみは簡単につくれるから、それはお手紙出して。ただそれを、コミュニティ課がそこで橋渡ししてくれないと、「検討委員会です」とポンと投げたのでは無理ですよね。時間的な問題ももちろんあるから。時間的にちょっとどうかなという感じだね。

(J 委員)

自治会っていくつあるのですたっけ。

( E 委員 )

1 6 2 。

( C 委員 )

予算はあるのですか。・・・ない。

( 副委員長 )

回覧枚数は何枚ですか。

( E 委員 )

回覧枚数は 3 , 0 0 0 枚 ?

( 副委員長 )

文書配布は、今月は 2 0 日ですから、1 8 日までにはこの資料を出さなくてはならない。

( D 委員 )

ギリギリですか。では努力してもらって、その方向で。

( C 委員 )

2 0 日でしょう、だから 1 6 日のときにチラシ案もつくって、これはもう合意してしまっ、それで月曜日から印刷にかけてもらえば間に合うのではないですか。

( D 委員 )

1 6 日に上がってれば、大丈夫よね。

( 副委員長 )

1 8 日印刷、1 8 日納入なんて、そんなことが効くのですかね。ぶっちゃけ、あそこの印刷はすごい気がきかないですよ。市役所の印刷は、あまり気がきかない。結構大変でしたよ。あそこは…

すみません、余計なことを言いました。自治会で回覧板を全部まわす

とすると、5千枚と言われましたよ。青年会で前に聞いたときに。

(D 委員)

まあ5千枚くらいはそんなに時間はかからない。でも裏表だから1万だね。両面にするとね。それで、NPO等に配布というのはどうするのですか。市民活動推進センターにNPOを聞いて、それで……

(E 委員)

それはあれだね、市民活動推進センターのホームページに発信すればいいと思う。

(D 委員)

ホームページ発信だね、インターネットでね。それで、チラシつけて。それはそれでいいと。だから公民館と市民まつりと、その分の部数を印刷して。1番早いのが10月31日でしたか、違う、とにかく10月18日までに全部やらないと。市民まつりで配布なんていうのは2、300でしょう。公民館も15から20くらいあったとして、2、300でしょう。2、300、2、300で、まあ上二つで500でしょう。だから500プラス、5千枚。6千、だから1万2千だね、正味、印刷は表裏だから。

(I 委員)

公民館というか、置く施設は幾つありますか。

(D 委員)

だから公共施設だから、例えば森の図書館であったり、北部、南部、福祉会館もあるから、結構あるといえはるね。

(E 委員)

30くらいあるのかな。

(D 委員)



だからそれが20枚で、600になるでしょう。だから800枚くらいで、5千枚で。NPOもあるから、では6千として、裏表で1万2千。1万2千回の印刷。A4だよ。せめてカラー用紙でしょう。

(兼子コミュニティ課長)

カラー用紙は、予算をもっておりません。

(D委員)

白黒しかないのですか。自治会で白黒をまわしても、見ないよなあ。腕によりをかけていただこう、誰がつくるのか。

(C委員)

とにかくPRはね、自治会にあれするのだったら18日までに原稿を確定するということが大原則で、それ以外については印刷が遅れてもいいわけでしょう、多少。だからそういうPRの仕方と考えていけばいいのではないですか。

### 【板書】

21日付けの広報○

市のホームページ

交換会のちらし

- ├ 市民まつりで配布○200枚
- ├ 公民館 30×20=600枚
- ├ 自治会経由の配布…20日が配布だから18日まで。5000枚
- └ NPO等に配布

計 6000枚

A4 両面

(副委員長)

はい、ではそういうことで。

(C 委員)

ちょっと質問していいですか。ブースの置き方というのはどういうイメージをされているのですか。例えば東部公民館とかは1つの部屋しか借りていないですよ。全体会議をやっている四隅にブースを置くのですか。このイメージがよくわからなかった。

(D 委員)

私はね、ホワイトボードがたくさんあったらいいけれども、模造紙を1つ1つ置いて、その前に机1つくらい置いて。パーティションなどは要らないし、ワーワーしていたってそれはにぎやかでいいのだから。模造紙かホワイトボードを4つ置いて、その前に机を1つ置いておいて、ポストイットを置いて、書き込めるようにしておいて、貼るようにしておいて、担当の人がいればいいのではないですか。

(C 委員)

それで具体的に60名もそれで入るのですか。

(J 委員)

そういうスペースはとれないでしょう、東部公民館の講義室は。60名が仮に入って、そういうブースに分けるとするのは無理ですよ。

(C 委員)

だから別の部屋を借りるのかなという、私はそういうイメージでと思ったのだけれども。

(J 委員)

それからもう1つは、東部公民館にホワイトボードはそんなにないのではないですか。

(D 委員)

ホワイトボードがなければ、直接模造紙みたいなものを貼って。

(副委員長)

素朴にですね、模造紙を壁に貼ってしまえばよかろうという、ただ単なるそれだけの考え方なのですけれども。裏写りだとかを気にする場合は、ポスカとかを使えば平気なので。ただ基本的には、ポストイッへ、付箋紙に書いて貼るというイメージなもので。たしかに1部屋に60人ピタッと入ってしまったら、身動きとりにくいかと、今そういう御心配だと思うのですね。

(E委員)

だってそれはブースつukれないよね。

(J委員)

まず無理だよ。だって机がまず置けないしね、あそこは。

(D委員)

隣の部屋とか、もう1つ借りておいて。

(副委員長)

借りたほうがいいのかもわからない。

(委員長)

ちょっとそれも、今、議論の途中なのですけれども、ちょっと2つ提案というか確認。1つは関谷先生が来られないということで、それはやむを得ないからそれを前提で、ここの時間を何か関谷先生の話す内容といえますか市民参加条例をどうするか。元々の考え方としては、やはり関谷先生ありきで考えなければいけないから、そこはあれとなると、それは改めて調整することが必要なのか、いや、もうこの全体のスケジュールから言って13日でもうやるのか、が1つと。

それから、今は会場が午前と午後やっていますけれども、これは前にもあれしたのですけれども、いろんな準備とかいろんなことを考えたときに、この1日で2会場と、ですね。今、50人、60人という話が出

ましたけれども、これは会場1つということも考えられないかどうか。この2つのことを、ちょっと皆さん検討していただければと思っています。

(J 委員)

最初のほうですけれども、その先生の13日だめだという話については、ではその前後についてのあれはヒアリングしたのですか。

(委員長)

していませんね。この日はだめだということだけを知らせてきたということ。

(D 委員)

例えばね、ビデオレターみたいな。先生がビデオでお話しして下さる。ありでしょう。

(E 委員)

CDに入れてもらえば、プロジェクターでバーンと映せば。

(副委員長)

そうですね。ビデオにとっておいたものを、何らかの手段でメディアにしてもらってという形はありますよね。

(D 委員)

だからそういう形です、というね。だから私は関谷先生がいらしたほうが、やはり。

(E 委員)

それは絶対ベストは、先生が。ベストだけど、どうしても……

(D 委員)

だからそういう形での関谷先生の、それを全部やはり……

(E 委員)

そうそう、それはいい案だよ。どうしてもほかに手がなければ、先生抜きでもやむを得ないかなと思うけれども、できればビデオレターでもいいし。

(D 委員)

そういう形でね。最初にちょこっとくらい先生の顔を出してね、こういう先生の、あとは、コーディネーターが先生のあれをするような形でやるか。

(委員長)

ということは、御意見がなければ13日は先生がいなくても、もうとにかくやる。

(E 委員)

でもほかに会場がとれないでしょう、もう。

(委員長)

会場の問題と、先生のスケジュール。

(E 委員)

先生とまた会合をマッチングしていったら、なかなか難しいよね。

(I 委員)

先生が前、始めに第2回目か何かに、向こうのところで話をしてくれたのは、「市民参加とは」みたいなものをずっと40分くらい話をたしかしてくれたので、あれを録音したのをそのまま使えば。

(D 委員)

いやいや、それは無理、あの話はちょっと無理。やはりライブ感覚が、潤うような感じで。それは先生にお願いして、もうそういうふうにして、

ちょっとダメかもしれないけれども。やはり先生ありきというのは、私などはイメージとしては。

(J 委員)

やはり少なくともあれでしょう、先生が用意されている内容というのを、どこかでもって披露してもらおう、その内容を何も無い中でもって、このメンバーでもって何かを分担し合うというのは、これはもう無理だから。

(E 委員)

基調講演ではないけれども、土台づくり、もとづくりをしてもらわないとね。それで、みんな「ああそうか」と基本的に納得した上で、ブース間に分けられると、こういう考え方。最初からブース間に分けられるなんていうのは。

(D 委員)

だって、もう中でわけわからないし、来た人たちも何か1つの達成感も重みも違うし、やはり先生にビデオレターをつくっていただいて。

(C 委員)

13日以外の日程というのは、もう到底とり得ないですか。例えば14日の日曜日にするとか。

(E 委員)

会場を、何かいろいろ探してくれたのだよね。なかなかなかったのでしょう。

(事務局・須郷)

まああとは調整するしかないですね。先生の都合のいい日と、あと会場と両方探しながらやるしかないですね。

(D 委員)

でもまずは先生の御都合を聞かなければいけないね、これはね。この場合、もし違う日にするのだったら。

(J 委員)

だけれども、失礼な言い方だけれども、本人が、13日がダメだと言ったら、必ず代案ではないですが、いうべきですよ。そんな契約をしているのかね、だけど。

(E 委員)

13日がダメだけど、20日はいいよとかね。

(J 委員)

うん、それまで聞かなくてはダメですよ、事務局から。だってこれだけ大勢の人間がかかってやっているのだから。やはり日程を大事にしてもらわないと。ということは、ちょっとやはり動かし方が少しゆるいですよ。

(E 委員)

21か23とかというのは、ダメなのかな。

(D 委員)

だけどこでほら、いろいろ推定してもしようがないものね、今先生に電話をかけるわけにはいかないでしょう。今かけられるなら、確認したほうがいい。今いっそのこと緊急事態なのだからね、先生の日にちを聞きたいということで。

(事務局・須郷)

それに、あと会場の都合もあるので、もし委員会として別の日程ということであれば、それを決めていただいて、事務局のほうで先生の日程と会場を調整します。

(E 委員)

そうすると、土日か祭日とすると、候補としては、20日、21日の土日、23日の勤労感謝の日、27日、28日の土日と。この5日の日で、先生の都合と会場がうまくバッティングすればいいのか、もう1回早急に当たってもらいますか、明日でも。

(C 委員)

10月12日までに先生のご都合を聞いてもらって、それまでに最終的に決められるように行政に動いてもらって。

(D 委員)

だから、今のままでいってもしようがないので、10月12日までに先生の御都合と会場の都合とをもういっぺんアレンジしてもらって、それでその日に決めるということにして。もうここでは私たちは推定も何もできないから、そういうふうにして。生の先生のお越し願うようなアレンジメントをしてもらうということですか。そうすると11月中ということですか、大体。12月になったら、もうだめと。

(E 委員)

11月中だね。それでまとめて。あと職員と、議員もあるでしょう。

(C 委員)

12月だと市議会が始まる。

(D 委員)

だからそれを先にするとかね。ほかの、職員、議員だったら先生はもう要らない、要らないというか、いらしてもらわなくてもいいわけだから。例えば先生に、もう11月も12月も含めてなのか、ここで事務局が聞いてもらうにしても、一応いつまでぐらいを先生にアレンジしてもらうかと決めておいたほうがいいのではないですか。11月いっぱいということ。

(E 委員)



1 1月の間に3つをやってしまうのだね。

(J 委員)

結局動員のことを考えれば、土日しかもう考えられないでしょう。だから土日で、先生のとにかく都合がとれる日を選んでもらって、あとはもう会場を見つけると。

(D 委員)

では1 1月いっぱいということですね。

(I 委員)

でも最悪、丸1日ではなくてもということですね、どちらかでも。1日とれる日というのも、午前中しか来られないならもう午前中その日で、午前中で、1回でやったほうがいい。先生が来ることがまず最優先ですよ。

(D 委員)

でも条件が1 1月いっぱいの土日となると、かなり条件が厳しいよ。とりあえずそれで当たっていただきますか。

(委員長)

この市民との意見交換会、関谷先生必須で、とにかくそれを1 1月いっぱいという時間の中で、関谷先生の都合と会場の調整を事務局にまずやっていただくと。そして、その関谷先生の出席の前提で、今Aさんにまとめをやってもらっていますけれども、とりあえずは先生が参加ということで大枠を決めておいて、どうしても調整がつかないときにはその流れの中でどうするか、という次に議論になる、ということよろしいですか。

(C 委員)

先ほどのビデオレターというのは、有力な案だと思いますけれどもね。

(委員長)

ですから先生のスケジュールのときに、先生にCDでそういう、時間が短くなってもそういうあれをお願いできるか、という調整も合わせて事務局にやっていただきますか。

(D 委員)

最終的にそうなったら、それしかないということですが。

(委員長)

はい。1つは先生と会場の都合について日にちを変更する。もう1つは、現行というままですけれども、先生がそういうビデオなりCDで参加していただく、という2つの考え方で。そのほかの部分については、先ほど私が、2会場ということではなくて1会場にしてもいいのではないかと提案をお願いしたのですけれども、この件についてはいかがでしょうか。

(E 委員)

これは、会場のとり方でしょう。センターでとればそれで1回でいかもしれないけれども、端っこでとれたら、もう端っこでやらなくてはいけなんでしょう。

(委員長)

これもまた日にちが関係してくるのですけれども、13日であればリサイクルプラザで一応これは確保できるのですね。

(J 委員)

ですから、先生の日程と時間が1日とれるのだったら、それに合わせて会場が2カ所とれるのなら2カ所でも構わないし。1カ所であれば1カ所。そういうふうに制約されますよね。

(D 委員)

そうそう。だからそれによって、今はまあ原則こういうふうにし  
ましょうという原則論だけでいいのではないですか、今のところは。

(C 委員)

こんなことを言っでは J さんに大変失礼ですけれども、東部の人はリ  
サイクルプラザに行くのが大変であれば、これは東部でやるべきかなと  
私は思うのですけれどもね。

(J 委員)

そうですね、私などは声をかけやすいですけれどもね。

(D 委員)

でも今は何ともしようがないから、まあ 2 カ所でやるという方向で、  
そこまでしか決められない。

(C 委員)

1 つちょっと気になっているのですけれども、この目的の①について  
「その基礎である自治基本条例の市民への啓発と共感者の創出」とある  
のですけれども、これはこの委員会でやはり自治基本条例まで啓発する  
必要はあるのですかね。ちょっと私はできないから、D さんには頑張っ  
てもらって。

(D 委員)

いやいや、それは無理です。

(副委員長)

ここら辺はちょっと僕の手が滑っているところはあるのですけれども。  
まあできるできないの話ではなくて、僕自身としては関連性はあると思  
っていますから……

(委員長)

まあ、削りましょう。

(副委員長)

そうですか、わかりました。ではそういうことで。

(E 委員)

これは②だけにしましょうよ、そのほうが明快でいいよ。それとAさんね、②の最後のほうの「掘り起こしと現在案とのマッチング」とあるのは、これはあくまでもまとめの段階だよね。

(副委員長)

では、「掘り起こし」までとさせてもらっていいですか。わかりました、異存はありません。

(委員長)

あと、どうしてもこの意見交換会について発言あるという人はいらっしゃいますか。

(E 委員)

内容の進め方なのですが、市長の挨拶、関谷先生の講演はいいのですが、その後、質疑・意見徴収(15分)とドドッと入るのですが、このところに、先ほどAさんがちらっと言われたような、言われなようなことなのだけれども、我々検討委員会としてどういうスタンスで検討を始めたかとか、ね。というのは、1番最初に議論をしましたよね、ほかの市にはないようなことをやろうとか、実効性を確保しようとか、ありましたよね。そういうようなことだとか、あるいは前文の精神だとか、基本原則だとか。そのくらいの基本的な、「こういう考え方で我々は素案をまとめつつあります」というぐらいのことは言った上で各ブースに散っていかないと、ちょっと何かストーリーとしてまずくはないかなと思うのですけれどもね。

(副委員長)

なるほど。すみません、ちょっと言葉が足りていないのですけれども。

今、Eさんにおっしゃっていただいたような趣旨は、「市民参加条例の意義や流山で導入する経緯などを含めていただく」のところに盛り込んでいるつもりでおったものでですね。

(D委員)

それは多分ね、関谷先生は一般的な市民参加条例とか市民参加の制定だから、流山市の場合の部分については検討委員会から言ったほうがいいかもしれませんね。そうすると、前にHさんが提案されて、意見徴収という、そこの部分を多分Aさんは受けているのかな、この15分のところ。テーマはなしで、とにかくいただくということ。そうするとこれは別に分けたほうがいいよね、質疑とにかく、関谷先生に対する質疑でしょう、フロアからの質疑というのは。

(副委員長)

基本的にはそういうことですよね。

(D委員)

基本的にとにかく、それにしておかないとまずい。その次に、質疑が終わった後、そして④として、抽象的な市民参加のお話についての部分も含めて、皆さんどうですかというふうに意見を聞くわけですか。意見聴取というのはどういう意味なのですか。この「徴収」の「徴」は違っているけれども、「聴く」という。

(副委員長)

これはどうもすみませんでした、直してください。原稿をつくっている途中で、関谷先生が来れないということがわかってしまったものから、「関谷先生講演・趣旨説明」と書いたつもりが、それが抜けてしまったものを送ってしまったのですよね。そういった面もありまして、そこら辺が抜けてしまっていますが。ですから40分の中で、本来関谷先生にお願いしている時間というところの中で、その趣旨説明と、あとそういった諸々の考え方といいますか、そういったところの説明をする時間に充てたいね、というふうなことを考えたもので。

そういうわけで、ですからQ & Aのほかにも意見だとかもこの時間で混ざって出てくるだろうということで、ひっくるめて書いてしまったというのがそのところなのです。それを、まあ実際に今の議論としては、またそこから、関谷先生のスケジュールをもう1回優先して、ちょっと日程の組み直し等も含めようという話になっているので。だからこちら辺のところは今、それこそDさんがおっしゃっていただいたようなところを含めた形でちょっと、要は関谷先生講演（40分）というのを残した上で、この中にQ & Aを5分間含めていただきましょうと。それで、基本的な我々の方針的なものの説明なりというところを15分なり、まあ例えば5分、10分とか、それくらいの時間というのを設けましょうという話になりますよね。それから各ブースのところに向けていただくというような、そういう組み方になればいいでしょうね。

(J 委員)

市民が会場に集まってきて、少なくとも市長のあいさつや、先生の基調講演を聞いていただくということにすると、現実に我々が今その時点まで、まあ現実今日もこの後、あるいは次回やる前文、総則含めた各部会で作ってきている現時点での内容、それはいつどこでどれだけの時間をもって、その会場で参加者に飲み込んでもらうのか、理解してもらうのか。それがないと、ブースでもって検討委員がそれぞれ分かれたところで検討委員が説明するとなると、これは非常に断片的な話になってしまうし。参加している人たちが、そんな気持ちにスッと入り込めるかどうかというのは、ちょっと自信がないですね。やはりある程度、少なくとも全部ね、一気通貫でもってきちんとした内容がどこまで、最低少なくとも15分間くらいかかるのではないかと私は思っているのですけれどもね。

(E 委員)

もしそういうことになったら、15分では足りないですよ。

(J 委員)

もちろんそうですよ。最低でもね、一気通貫がなかったら、それで自

分がどのブースに行くのかということもそこでもって選択してもらわ  
けでしょう。そうでない限り、項目だけ見せておいて「はい、いらっし  
ゃい」といったって、いけないですよ。

(D 委員)

そうすると、ここの話が変わってきますよね。先生に対する質問があ  
るとして、意見聴取というよりも、その次は条例についての説明になり  
ますよね。意見聴取というのは……

(副委員長)

ワードを書き換えてくださいと言ったのは、そうです、この時点でそ  
の議論はそうなっていると思います。

(E 委員)

先生の中に Q & A が入るとね、先生に対して。それで③として、検討  
委員会の立場だとか、J さんが言ったみたいに一気に通貫の全体像を話す。  
委員会の説明と、それから全体像はある程度。

(D 委員)

骨子みないなものの説明は要るではないですか、骨子案。

それで1つ思い出しましたが、これは検討委員会主催なのだから、最  
初に市長あいさつはおかしいのですよね。検討委員長があいさつしない  
といけないのですよ。最初に市長よりも先に。もし市長がいらっしゃる  
としても、検討委員会主催だから主催者のあいさつではないとおかしい  
から。①が、検討委員会長のあいさつ。そこで趣旨をちょっと述べてい  
ただくと。でも市長も、やはりそういうことを期待しているという言葉  
は欲しいから、入れてもらって。

(C 委員)

市長さんは、ずっといるのですか。いつも冒頭にあいさつしたら、公  
務のため退席しますというスタイルですか。

(副委員長)

基本的に関谷先生が優先だから、日程はとれないものと思わないとしようがないですからね。

(D 委員)

いらしたら、自治基本条例のときなどはフロアの中に混じって、皆がワーワーやっている中で。

(C 委員)

そうやってくれればね、1 番最後にあいさつしてもらうとかさ。

(D 委員)

最後でなくて、最初に1 分か2 分でいいのではないですか。

(副委員長)

予定が合ったら、一言いただければよろしいわけですよ。

(D 委員)

そうそう、合えばの話だから、とにかく委員長あいさつがないことには始まりません。

(E 委員)

だから、これは今の J さんのやつもすごく大事なもので、それをね、その部分のストーリーとしては、③で冒頭に検討委員会の立場、検討に当たっての前提みたいな話と、全体像である骨子の説明をしないと。これはでも15 分だと難しい、誰がやるか知らないけれども。俺には自信ないな。

(D 委員)

でもね、先生がゴニャゴニャいっばい言って、またそれでゴニャゴニャいっばい始まったら。だからそこはもう短くして申しわけないけれども、細かい部分は各ブースのところで質問してくれということで、全体



像を見せるという形にして、15分くらいにしたほうが。あまり長いとちょっと。

(E 委員)

せいぜいこの項目、ストーリー、これの重要な部分のポイントで、「この部分ではここが一番大事だということで、こういうふうにしました」ということを言わなくては。ということぐらいしか言えないよ、ね。

(C 委員)

これは配布するのでしょうか、Eさんの、16日で決まったまとめたものを、そのまま配布するのでしょうか。それをベースにして説明という。

(E 委員)

だからそれをやったら30分や40分かかってしまうと。もちろんそれをベースに説明するにしてもね、それを細かく説明していったらそれこそ1時間かかってしまう。

(D 委員)

ではブースの時間を、もうちょっと30分くらいに短くして。

(C 委員)

それはね、この条例で流山市の特徴的なところをちょっとポイント的にバンバン話してもらって、それによって皆さんがどのブースに行くかというのをやればいいのではないですか。

(副委員長)

各ブースに分かれて40分くらいとれたのは、うまくすれば1人2カ所はまわれるのではないかなと期待はしたのです。

(D 委員)

もっとまわれるよ、そんなに長い間……

(副委員長)

書いてまわれれば、それこそ10分あれば4ブースだったので、全部まわれるでしょう。だからそういうふうなことはできないかなど。

(D委員)

4ブースに行くね。まとめ15分……

(E委員)

最後はまとめは要らないのではないの。

(D委員)

だからまとめだって関谷先生で、関谷先生がフロアにいれば関谷先生に感想を言ってもらうぐらいでいいのではないですか、これは。関谷先生の、まとめというより感想みたいなもので10分にして、まとめることは必要ないよね。感想みたいなものを、関谷先生に10分くらいか何かで。やはりフロアに出たいろんなものを、市民の意見がポツリと出ているわけだから。それに対しての、割とほら、感想といっても、出た意見の具体性みたいなところで、先生が10分くらいで感想みたいなコメントみたいなものをいただくという形で。

(委員長)

Aさん、この後できれば3分で、この議論は閉めたいのですけれども。

(副委員長)

そうですね、ごもっともです。

(D委員)

では、関谷先生にコメント10分。それで全体像をちょっと増やしてやってみて、20分、できるでしょう。関谷先生の質問は5分で、関谷先生のコメントは10分。そうすると、でも骨子案の説明は20分にな

ったでしょう、これで。

(副委員長)

③のところを15分から20分に変えて、そのでばってしまった部分を⑤のところでは15分を10分に減らしましょうと。こんな感じで。

(C委員)

ちょっと変な話なのだけれども、1時間たったらトイレタイムは設けるのですか。

(副委員長)

意見交換の時間にちょうど入っていますので、適宜抜けていただくという感覚で。ではすみません、ちょっと今時間を変えてですね、③のところを20分に見直しましょうと。それで⑤のところでは10分に縮めましょうと。それでまとめというよりも、コメントをいただく時間にしましょうと。そういったようなことをいただきました。ではこんな方法で進めていきたいのですけれども、というようにところで大体皆さんよろしいですか。

(E委員)

これで2時間ぴったりだ。ちょっと上から言って、5分でしょう……

(副委員長)

そうですね、委員長あいさつ、市長あいさつで5分見ましょうと。

(E委員)

それから関谷先生で40分、全体像を話すのが20分、意見交換が40分。それから……

(副委員長)

まとめとして10分、コメント10分。それでぴったり2時間という形となりますね。ではこんな形で進めていきたいなと思います。

(C 委員)

これはブースというのは、当然ディスカッションも入るし、その前でね。それからポストイットとか紙に書いてもらうのも、両方ありね。

(D 委員)

だからそうやって話しているうちに、ポストイットで、「では、その御意見をちょっと書いてください」とかという話になるのですよね。こちらが何か聞かれて、「それではその御意見をぜひ書いてください」というふうになる。いきなり書く人もいるし、何だか聞いているうちに書きたくなったりするというのもあるので。それは解説というより、その人が聞きたい、言いたい意見を掘り起こす役目もしていくということかな。会話をしながらその意見を。

(副委員長)

やはりそうですよね、掘り起こしの役目が大分大事になってきますよね。ブースのイメージというのは、模造紙を張り出しておきますと。壁に貼りますと。その前にテーブルを1本置いておきますと。そこに筆記用具と付箋を置いておきますと。それでそれぞれ担当の方に立っていただいて、ここへ来ていただいた方とお話をしていただきますと。それで付箋に字を書いていただきますと。それを模造紙に貼っていきますと。そのような感覚なのですけれども。

(委員長)

えっと、この議論はこれで打ち切りにしたいのですよね。1つは事務局のほうで先生との調整をやっていただくと同時に、今日の意見をもとにAさん、Hさんのほうでちょっとこれをまた新たな、次回報告という形にしたいと思います。

意見交換会について、市民との意見交換会は、このような形に進んでおりますけれども、ここで職員の意見交換会について……

(C 委員)

その前に、市長への中間報告はいつごろされる予定なのですか。

(委員長)

ちょっとすみません、この議論は意見交換会ですから、この議論はちょっと先にさせていただけますか。

これはやはり、この委員会が職員との意見交換会、そして議会との意見交換会、これはやるかどうかの議論も含めて、ちょっとまずここで話し合いたいと思います。これにつきましては意見交換をやるということになれば、市民との意見交換会をAさん、Hさんが担当ということやっていただいておりますけれども。それぞれ今度は担当になっていただいて、まとめていただくという形で進めたいと思っております。

まず職員との意見交換会、これは今、事務局のほうでは何か具体的な案といたしますか、何か考えていることはありますか。いつごろであるとか、どういう人に声をかけるとか。

(兼子コミュニティ課長)

これもちょっと先生と職員との関係と、日程調整。

(委員長)

職員との意見交換会、できれば先生がいたほうがいいとは思いますが。

(事務局・須郷)

それが先生のほうがいらっしゃらなくてもいいということであれば、そういう日程で調整させていただきます。

(委員長)

そうするとやはり意見交換会に関して、先生がすべて必要かと。ただそれを言うと、現実には難しいということですね。今、わからないところがありますからね。でも職員だから、先生がいないと困るという。

(C 委員)

市民参加の意味をちゃんと職員が理解してもらおうという意味からいくと、先生がいたほうがいい。

(D 委員)

私はそれはもう、むしろ市民参加などは昔から標榜しているのですから、それは今の段階での意見交換であっていいので。だからいいではないですか、今の現状把握の職員の認識であって、それをこの条例であれしたらどうかという、私はむしろ要らないなと思う。それはもうできた後の啓発のほうが、市のほうは本当に大事だから。

(I 委員)

職員の方も、わかっていらっしゃると思う。

(D 委員)

わからなくても、いくらなんでも、市民の人に市民参加と言われて「えっ」と思うけれども、職員の方は市民参加と言われたら「えっ」と思わないではないですか。それは、だから全然スタートラインが違う、土俵が違うから。私は先生がいらっしゃらなくても、むしろ職員の場合はいいのかなと思いますけれどもね。

(委員長)

Dさんの意見に、何か。では一応職員については、原則、いや先生が出たいということであれば別ですけれども、先生の参加を求めずにやるということ。これは担当を決めてやるようにしたいと思いますが、職員との意見交換会、今日Aさんがやっていただきましたけれども、それをどなたかやっていただけませんか。できれば2人か3人のチームでやっていただくことを期待しています。少なくとも今日はそのうちの2人、中心になってやっていただく方を決めたいと思います。

特にこれは事務局との密接な話し合いが必要ですから、これは事務局のバックアップはかなりもらえると。

(D 委員)

私、Iさんと2人でやります。あなたがレジュメとかつくれるから、私はメッセージャーガール。

(委員長)

はい、Iさん、Dさんでお願いします。次に議会との意見交換会、これをどうするかということですね。これは今回の中身からすると、議会への市民参加ということも謳っておりますので。しかも最後に議会へ条例として通すということからすると、これもまた必要かなと思っておりますが、その点について御意見を。

(E 委員)

ただ議会はちょっと難しい面があって、私の考えは、あまり細かいことを決めて「こういうふうにやってください」ではなくて、その辺は議会事務局にお任せするという形で、向こうで決めていただいたほうがいいと思います。趣旨は、議会の意見を市民参加条例に反映させたい、御意見をいただきたいという立場で。あまり細かいことを言ってしまうと、議員個人で来るのか、会派で来るのか、議会の代表で来るのかがわからなくなってしまうので。

(委員長)

それは事務局と相談しながら、議会事務局とどういうふうにやっていくかということだと思っております。ただ私があれしたいのは、ここで担当を決めたい。

(D 委員)

すみません、その担当を決めるのだけれども、我々がどういうふうに聞きたいかというのをやはりスタンスをはっきりしておかないと。ちょっと事務局に任せるわけにはいかない、議会事務局に投げるわけにはいかないのです。議会としての意見を聞きたいのか、それとも議員さん個人、とにかく議員さんいろんな方の意見を多種多様に聞きたいのか、それとも会派ごとで聞きたいのか。それぐらいははっきりしておかないと、や

はり事務局としては困りますよ。

(C 委員)

担当者が企画書をつくれればいいのではないですか。こういう目的とか。

(E 委員)

そういうのをある程度、ニュースとして知っておいた上で担当したほうがいいでしょう。

(D 委員)

それは担当ではなくて、この中で決めておいたほうが。

(E 委員)

だからこういうことを決めて、担当の人も知った上でやったほうがよいでしょうと言っているの。

(委員長)

今こういうような進め方を実は変えたいから、私は担当制という話をしているのですね。担当制というのはその人が何もかもやるわけではなくて、窓口となって「こういうふうにとろう」「ああいうふうにとろう」ということを叩き台を出していただいて、それを皆でやるというのは、今までと変わらないのですけれども。今はとにかくその以前の時点から、いろいろ議論があちこち時間もかかっていますから、それをやはり担当の方がそこは最初のところの叩き台をつくる。そのために情報収集とかそういうのはやっていただかなければいけないのですけれども、それはもう皆さんでそれぞれ担当を持ちながらやると。

(D 委員)

でも、基本原則として委員会全部で進む方向とか決める方向というのは、基本原則を最初に決めておいて、あとは担当がその中の細かい運用は決めるのですけれども。基本原則はやはりここで全体で、では議会全



体で聞きましょうとか、議員個人に聞いていいのかどうなのか、そのぐ  
らいの原則論はやはり全体で大体の方向性は決めておいたほうが、私は  
いいと思いますよ。担当だけが提案してくる問題とはちょっと違うと思  
いますけれども。

( I 委員 )

方向性だけある程度決めないと、それこそ議会の意見なのか議員さん  
何人かの意見なのか決めないと、ちょっと担当の丸投げみたいになって  
しまうので。

( D 委員 )

ちょっと議会との微妙なところですから、そんなふうにやはり考えた  
ら、できるだけ皆で「そうだね」というところで合意した上で、では議  
会全体で聞くのか会派ごとで聞くのか、それとも議員さんこの指とまっ  
ておいで、とにかく設けたときに来てくれた議員さんそれぞれで聞くや  
り方もあるし、というくらいはやはりここで揉んでおいて、さっさと決  
めればいいことで。

( E 委員 )

これは後で議会を通す条例だからね。だからある程度慎重にやってお  
かないとまずいのだよね。

( I 委員 )

これは議会にそういう話をして、議会として意見をいただけるのです  
かね。それとも議員として意見を。

( D 委員 )

だから議会としてといった場合は割と会派ですよ。同じ場面でも、  
会派の代表が出てくるとか、そういうふうになると割とフォーマルにな  
るのですよね。

( E 委員 )

それをね、失敗しているのは前にも事例があったらしいのだけれども、会派の意見を出されてみてやったら、議会軽視だといって後で問題になったというのだよ。そういうことがあるから、だからあまりこちらから「こういうふうにしてください」と言わないで、議会としての総意がいただけるようなのはどういう方法がいいのか、ということはお任せすると。議会事務局で考えてください、と言ったほうがいいのではないかなと思ったわけ。個人の意見を聞きたい、とか言わないほうがいいと思うのだな。うちのほうは、向こうの意見をもらえばいいのだから。できるだけ議会としての総意としてもらいたい、というぐらいのこと。

( I 委員 )

それはあれですかね、話をして、議論の場を設ける必要があるのか、アンケート形式みたいなものでいいのか。うちが提案書を出して、それに対する意見書が欲しいのか、とどういうふうに……

( D 委員 )

そういうやり方がいろいろありますよね。だからその辺も、議会の側からの……

( 兼子コミュニティ課長 )

議長、今の議会のほうなのですが、ちょっとここでまとまらないような形になっているので。まずは中間報告をいただきます、市長への。それに基づいて、市長のほうは、議会には当然報告します。議会がそのときに動きが必ずあるはずですよ。そのときの議論でもいいのかなとは思いますが。

( D 委員 )

なるほど、ではそれを見てからですね、はい。

( E 委員 )

議会のほうから何か言ってくるかもわからない。そうしましょう。

(D 委員)

そうすると、中間報告をいつやるのという話になるわね。

(E 委員)

ではそれを踏まえた上で、どなたかにお尋ねいただくと。

(兼子コミュニティ課長)

先ほどの職員との意見交換なのですが、こちら事務局からの希望なのですが、職員との関係で平日、昼間ということであればお願いします。というのは、いろいろ組合絡みで……

(D 委員)

まあ、それで前もってわかっていればね。

(C 委員)

ただ、兼子さん、先ほどの議会なのですけれども、向こうの動きを待つというよりも、こちらから積極的に市長さんから呼びかけてもらうわけにはいかないのですか。

(兼子コミュニティ課長)

これはちょっと微妙です、今の、正直な話。あくまでも決定権は市長にありますね。その中で中間報告をいただいた中で、当然報告します。それで、恐らく議員には当然報告しますので、そのときの盛り込む中の中身については、議会側が動きは必ずあるはずですよ。ですからこちらが積極的に来るのも、危険も生じます。潰されることも出てきます。

(D 委員)

ノーと言われれば、もうおしまいだからね。

(E 委員)

だから、その辺はあいまいにしておいたほうが、むしろいいのではないかな、という意味で言ったわけ。議会事務局の意向でやったほうがい

いのではないかと。

(C 委員)

そうなのだけど、市民に聞いて、行政に聞いて、議会に聞かないというのもちよっとおかしいかなという。

(委員長)

いや、聞かないということではない。あくまでも……

(兼子コミュニティ課長)

ではないですね。ある程度まとめるまでですね、いろいろ意見を聞いて、それを市長に報告いただいて……

(E 委員)

だからあまりこちらから「ああだ、こうだ」と言ってしまうと、それが潰されてしまう恐れがあるというわけ。だから向こうがむしろ言いたい、ぜひこういう機会を設けろというようなことに持っていきたいいな。

(D 委員)

そうは言わないと思うけれどもね。自治基本条例のときは絶対に言わなくて、もう結局もらえなかったのですよ、議会は。会えなかったです。会ったら、もう内緒にしておいてくれとかね。最初はやれたのだけれども、会派ごとにやったら、最後はあれはもう違うからなかったことにしてくれと、潰れました。というのは、結局根回し的なことを議会がやってしまうと、後で審議できないということもあるから。そういうふうに必ずしもね、いわゆる市民との単純なる意見交換みたいなものがない部分もあるのではないかなと思いますね。

もし議会に聞いてしまっ、「そんなものはまずいよ」と言われたら、もう出せなくなる恐れもあるよね、議会への市民参加のところ。だからちょっと様子見でもいいのかな、という気もしますよ。

(E 委員)

でも今、課長が言われた、頑張ってくれたようにさ、中間報告するでしょう、市長に。すると当然議会に報告しますよね、市長がね。そうすると議会がアクションがあったときでいいのではないかな。

(D 委員)

だからそのときの動きみたいな、アクションがあるかどうかは知らないけれども、議会がどういうふうに受けたかみたいな、何か見えるではないですか。だからそのときに判断すれば。

ということは、すみません、スケジュール的に言ったら中間報告はいつごろにして、職員の意見交換会はいつごろという、大体なっているのですか。

(J 委員)

中間報告は先ほどあれでしょう、全項目のあれが結果を踏まえてというふうに、事務局が……

(委員長)

16日以降ですね。16日までの状況で。

(D 委員)

まだまだ検討中です、まだま議論中ですよと言ったら。

(E 委員)

25日の週くらいだよ。

(D 委員)

でもほら、完璧ではなくとも議論中であろうともいいわけだからね。

(委員長)

これは中間報告ですから、きちんと資料として形になっているということではなくて、目次的なもので説明を加えながら、こういう市民交換

会を重ねて、そして予定どおり2月末ということなら、そのことも含めてそれを報告する、というふうに考えていますが。事務局も、中間報告はどう、そのレベルでしょう。

(兼子コミュニティ課長)

そうですね。

(委員長)

今、事務局のほうでは市長への中間報告というのは、いつごろを想定というか、ここの動き方次第で変わるとは思うのですが、今の現状からすると、この時期にやりたいというのは。

(兼子コミュニティ課長)

はい、今日も本来それを付けるようなね、いつでしたか、あと12日ですか、それをやって。それで概ね16日に関谷先生にお越しいただいて、ある程度の大まかな流れというものぐらいを決めていただければ、それをもとに市民まつりである程度のお話が、委員会としてのPRではないのですけれども、できるのかなあという流れに思っています。

(委員長)

だからそのためには、逆に31日の前に市長への中間報告がないといけないということですね。

(兼子コミュニティ課長)

こちら多分動きもできるし、行政サイドも報告いただいて。

(委員長)

そういった点で、中間報告を市長にやりたいということによろしいでしょうか。

(D委員)

では16日から31日の間ぐらいですか、はい。

(委員長)

ではそういうことで調整を。

(J 委員)

質問いいですか。市長への中間報告というのは、これはあくまでも行政内のもので、とりあえずお任せすればいいということね。

(E 委員)

これはこちらで素案をつくるのですか。

(委員長)

これは審議会とか委員会の中間報告の形で言うのは、それはもう事務局がそれでやる形なのか、それは委員会のメンバーが全員なのか。

(E 委員)

その前に素案をつくらなくてははいけません、市長へ出す書類を。それは誰がつくるのですかということでしょう。

(委員長)

それもありますけれども、今、Jさんがおっしゃったのは、では誰が中間報告をやるのかという。

(J 委員)

つくるのはまたつくるという形でね、誰が話をするのかというところについては、もうこのメンバーはかかわらなくていいのか、全部それは行政の中でやるのかという、そこのところをちょっと。手続きの問題で。

(兼子コミュニティ課長)

中間報告は、書面でいただければと思います。集まって云々というよりも、またお集まりいただくのも時間的にいろいろあると思いますので、

その間にまた詰めるものがあると思いますから、そこは中間報告は書面という形でもよろしいかなと思います。

(E 委員)

書面を、委員会のほうから出すと。

(J 委員)

書面を出したときに、では市長が質問されるという話ですか。それは書面だけの話だと、全部本当にうまく順目で受けとめていただけるか。あるいはそれに対して何か引っかかるものがあったり質問されたときの、そのときの答弁はどなたがされるのかなと。

(E 委員)

例えばこういうところへ来て、それで報告をすると。あるいは前もって出しておいて、今後の市長とのキャッチボールを、質疑応答をやると。みたいな場があるのかということです。

(兼子コミュニティ課長)

今までのものを傾聴して、中間報告を書面でいただいて。当然事務局にはこれと同じものはあります。それに基づいて、質問にはどうしようという形にしております。

(委員長)

お願いなのですが、一番簡単に済む中間報告のフォーマットといますか、例えば今まででつくった、出して構わないもので、こういう中間報告を出すことによって市長が「わかった」と言ったと。中間報告書というのがどういう中身にしていけばいいのかというのが、ちょっと見えないのですね。その参考になるものを何か。

(E 委員)

それはだけジャンルが違うから、フォーマットというのはないのでは。



(C 委員)

今回は16日で議論して、大体全体はこの中でまとめをやるということでしょう。その後にEさんがそれをうまくまとめてもらうというふうに、私は理解しているのですけれども。それをもって、現時点でのこの委員会としての考え方ですよ、今後どういうスケジュールでやっていく予定ですよ、ということで中間報告でいいのではないですか。

(E 委員)

説明資料は非常に単純化、ダイジェストにしたものですよ。

(I 委員)

それと、これをつければいいのではないですか。最初に1枚、中間報告で、今まで月に1回集まってどういうことをやってきましたというので、あとEさんの資料とこれを出せば。今後は市民の意見を聞いて変えていきますということで。

(E 委員)

16日に決めたことをばーっと書いて、検討中のものは検討中にして、出すのが中間報告ですよ。

説明資料などはもっとダイジェスト化しないとわかりませんから、皆さんここに書いてあるうちの10分の1とか、20分の1くらいのダイジェスト版になってしまいますよ。

(委員長)

つまりですね、誰がつくるのかという議論はあると思うのですけれども。今、Eさんがおっしゃった内容だと、ここで作った資料をもとに中間報告というのは事務局のほうでまとめていただいて、そしてこういう中間報告にしますと。

(J 委員)

それはうちの委員会の中間報告だから、委員会で出さないとだめだと

思うのですよ。

(D 委員)

委員長が進捗状況で、これは皆が議論して16日にほぼまとまりますよね。それと今後のスケジュールとか今後の決めたことについては、委員長が、A4の1枚くらいでいいのではないですか。

(J 委員)

A4の1枚でいいと思いますよ。今までこうやってやって、月1回集まってやりましたで、盛り込みたい案をつくって、条文ではなくて盛り込みたい案というのを、各、想定される項目ごとにつくりましたので報告しますという。あと、今後どうなるかを。

(D 委員)

そうそう、それぐらいでやっておいて、あとは進捗の結果タイムスケジュールだからね。それでいいと思うよ。

(委員長)

それを決めるのは、中間報告を書面でやるという、それからいろんな中間報告をやっている事務局の判断がないと。市長に対して「我々がこれで決める、これでいいでしょう」というものではないと。

(I 委員)

アドバイスをいただくのはもちろん大事ですけれども、委員会としてこういう趣旨でやってきたというものを入れれば全然問題ないでしょう。

(D 委員)

もしそれで不足ならば、後で事務局が見て言ってくださればいいのだから。そんなね、フォーマットに無理やり入れなくって、ここでずっと本当にそれぞれに独自の議論をしているのですから。

(委員長)

フォーマットを見るとは言っていますが、無理やり入れるとは言っていないですね。そこをちゃんとわかっていただかないと。

(副委員長)

とりあえず今の時点で我々の考えられる資料はこれとこれというように出ているのだから、あとは事務局と詰めればいいでしょうと、そういう感覚なのですよ皆さん。

(E 委員)

だから、最初にこういう形にまとまるのだから、それに冠をつけて。

(副委員長)

それで足りるのかどうかというところは、正直、事務局の担当の方に確認していただかないといけませんよね、という話になってしまうということですよ。それで実際問題としてこの形ではという話になる。それは任せてしまっていていいわけですか、とそちらを向いてニコニコしているわけですよ。

(兼子コミュニティ課長)

それは中間報告ですから、この今の現時点でのお話でいいと思うのですね。

(E 委員)

それでまた今度は市民の意見を入れたり、職員さんの意見を入れたりしたもので詰めていきますよと、今後の予定として、と書いておくわけですか。

(委員長)

9時になりまして、今日も最初に設けられていた検討案のうち、前文だけしか終わっていないという状況で。12日、これは予備にとっておきましたけれども、12日、これはやるということによろしいですか。

12日は、残された目的や理念や環境、組織、コミュニティ、さらには行政、議会であったり、協働ということが残されていますので、効率よくやりたいと思います。

それともう1つは、関谷先生のスケジュールを含めて11月13日の件を、これは追求したいと。そしてその上で、10月16日には基本的に今回のこれからの意見交換会や市民まつり、いろいろなものに向けて制作物にかかれる体制、ほとんど議論を尽すといったら何ですけれども、そういうところまで持っていけるようにしたいと思います。

それと、ちょっと今までの話とは別ですが、お手元に配布物がまだ全部配っていただいている、ですね。その点にちょっと触れて、今日は終わりにしたいと思います。今まで傍聴を時々していただいた〇〇さんから、「市民参加条例骨子とりまとめに関する要望書」というものが……

(D委員)

これは、〇〇さんというのは個人ではなくて会ですよ、市民の会から。

(委員長)

傍聴に来られているのは、その個人ですけれども。

(D委員)

ですけれども、要望書は会として出ているわけです。

(副委員長)

だから、この名が書いてあるのでしょうか、「市民の会」と。

(委員長)

この意見について、Eさん、この内容は行政部会にかかわると思いますので、この件についてちょっとお話しいただきたい。

(E委員)

これは大体皆さんが言われているのは、この意味合いのとおりのもの

が全部入っています。それで入っていないのは、この要件の1の「市民等」というね、年齢18才以上の市民というところがあまり明確になっていないというので、決定していないので、いろんな案があるので、これは用語の定義のところを決めればいいのかと。ただここで言っている趣旨はみんな入っています、全部入っていますね。大丈夫です。

(委員長)

はい、わかりました。では一応、これは要望が出ておりますけれども、これは検討中といいますか、これはもうこの中身は入れることになっておりますという返答でいいですね。というような形でHさんには連絡します。

それでは今日はこれで終わりにします。お疲れ様でした。

(閉 会)